

5

財政的な支援制度について

土地所有者等が汚染の除去等の措置を講ずべきことを指示された場合、基準に適合すれば、土壤汚染対策法に定められた基金により都道府県知事等を通じた一定の助成がなされます。

地方公共団体によっては、融資制度を設けているところもあります。詳しくは、お住まいの自治体担当部署（24ページ「⑨お問い合わせ先」）にお尋ねください。

土壤汚染対策基金による助成

汚染原因者が不明・不存在の場合の汚染の除去等の措置への助成を行っています。国からの補助及び産業界等からの出えん（寄附）により基金を造成しており、また、広く一般の方からの寄附も受け付けています。なお、基金の管理は指定支援法人である公益財団法人日本環境協会が行っています。

土壤汚染対策基金からの助成は以下の要件を満たしたときに対象となります。

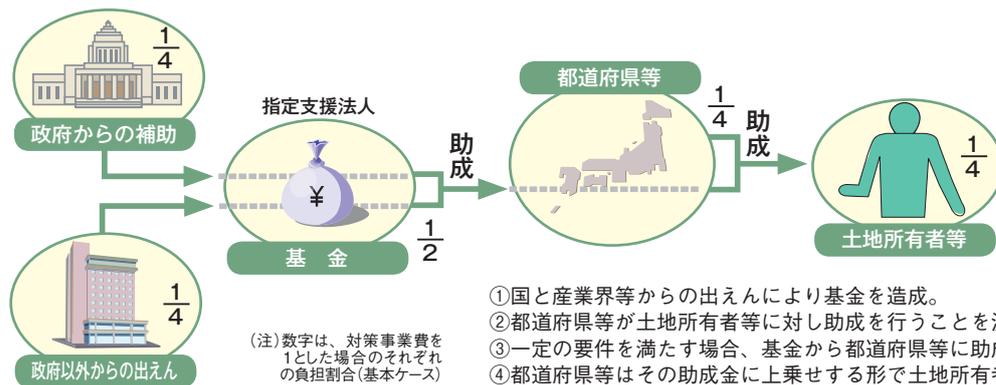
- ◆法に基づく調査を行い、要措置区域に指定され、汚染の除去等の措置を講ずべきことの指示がなされていること
- ◆汚染原因者が不明・不存在であること
- ◆負担能力の基準を満たすこと

平成22年4月から施行された改正法により、法第4条の一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出の際に土壤汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めた時の調査（10ページ参照）や法第14条の自主調査の結果汚染が判明した場合にその調査結果を基に区域指定の申請を行い要措置区域に指定された場合（11ページ参照）も助成金の交付対象となっています。

なお、公益財団法人日本環境協会では助成金の交付を受けたいと考えている方に対する相談窓口を開設しています（24ページ「⑨お問い合わせ先」参照）のでご活用ください。

助成金交付の流れ

【都道府県等の助成率が3/4の場合】



- ①国と産業界等からの出えんにより基金を造成。
- ②都道府県等が土地所有者等に対し助成を行うことを決定。
- ③一定の要件を満たす場合、基金から都道府県等に助成金を交付。
- ④都道府県等はその助成金に上乗せする形で土地所有者等に対し助成。